

新型コロナウィルス感染拡大に伴う国の緊急事態宣言延長に伴い、書面審議による方法で通常総会を開催した。

開催日時：令和2年5月13日から
令和2年5月19日まで

※審議結果については、令和2年5月20日に会員機関に対し周知を行った。

○協議会を構成する幹事機関及び関係団体

国土交通省北海道開発局

法務省札幌法務局

北海道

北海道土地開発公社

北海道弁護士会連合会

北海道ブロック司法書士協議会

北海道行政書士会

北海道ブロック土地家屋調査士協議会

北海道不動産鑑定士協会

日本補償コンサルタント協会北海道支部

北海道内114自治体（政令指定都市を含む）

（令和元年度通常総会以降に協議会へ加入の申込みのあった自治体 8自治体を含む）

<総会での主な決定事項の概要及び情報提供>

- ・通常総会では、令和元年度の経過報告及び令和2年度の活動計画（案）並びに協議会への新規加入申込みについて、議題として審議を行った。

主な概要は以下のとおり

- 各市町村実務者等のニーズ調査の結果を踏まえて、権利者探索等の土地関係業務に関する講演会や講習会の開催（9月以降の開催予定） ※開催方法は要検討
 - ・所有者不明土地問題に関する講演会
 - ・道内4地区（札幌、函館、旭川、帯広）での講習会（1会場50人規模）

- 全国の情勢を把握するため、本省公共用地室や地方整備局等との情報共有に努め、関係士業団体や北海道用対連との連携を図るものとする。

その取組の一つとして、北海道用対連主催の用地事務研修会（一般課程及び土地特化型）の門戸を広げて、当協議会会員機関にも一部の講義の参加を認める。

○協議会新規加入機関の承認

（三笠市・小平町・佐呂間町・滝上町・木古内町・江差町・森町・幌加内町）

○協議会未加入の自治体に対して協議会への参加要請

- ・未加入自治体を訪問しての意見交換及び協議会への参加要請を実施する予定。

令和元年度実績 オホーツク管内8自治体（2自治体から加入申込み）

渡島・檜山管内5自治体（3自治体から加入申込み）

○その他情報提供

- ・事務連絡「災害により被災した地方公共団体に対する所有者不明土地連携協議会を活用した支援について」の発出

⇒被災地において、所有者不明土地が支障となって、迅速な復旧が進まず、用地取得等の技術的な支援が必要となった場合、当協議会の相談窓口を活用できること及び直接、用地取得等の技術的な支援が必要となった場合、所有者不明土地法に基づき、国交省職員の派遣を要請できることを周知

- ・道内自治体からの協議会への相談事項（4事案）を情報提供